

## ソフトウェア使用許諾書

本許諾書は、弊社製ソフトウェアを貴社で使用するために必要な使用許諾の内容を記載したものです。貴社は、あらかじめ本許諾書に記載された事項にご同意頂くことを条件に、弊社製ソフトウェアを本許諾書に記載された範囲内で使用することができます。本許諾書の内容を充分ご熟読頂き、ご同意頂きましたら、本許諾書の指定欄に必要事項をご記入頂き、署名、捺印の上、そのコピーを貴社にて控えて頂き、原紙を弊社営業宛にご返送下さい。

マクセルシステムテック株式会社  
技術サポート窓口：[soft-support@maxell.co.jp](mailto:soft-support@maxell.co.jp)

## 第1条（定義）

本許諾書に於いて、以下の用語の定義を定めます。

## (1) プログラムプロダクト

製品名： \_\_\_\_\_ 型名： \_\_\_\_\_

をいい、次の(a)、(b)および(c)で構成される納入物をいいます。

- (a) ソースプログラム
- (b) オブジェクトプログラム
- (c) ユーザーズマニュアル電子データ

## (2) 本ソフトウェア

プログラムプロダクト及びその実行形式を含むあらゆる形式のプログラムをいい、それらの複製物を含みます。

## (3) 使用

使用とは、あらゆる形式のプログラムを実行すること、あらゆる形式のプログラム若しくはデータを記憶、転送、表示、印字若しくは複製することをいいます。更に、使用は改変及び二次的著作物の作成を含むものとします。

## 第2条（使用範囲）

・対象デバイス：型名： \_\_\_\_\_

・貴社の対象製品： \_\_\_\_\_

・使用目的：

対象デバイス上で、貴社の対象製品に本ソフトウェアを実行形式で搭載して使用する場合以外、貴社の製品の納入先に提供してはならない。また、本ソフトウェアは貴社の対象製品と一体にして非独占で使用すること。

## 第3条（使用上の注意）

1. 貴社は、プログラムプロダクトを第三者に開示・貸与してはならないものとします。ただし、貴社は、貴社の製品開発のためにソフトウェア製作を外注する場合は、本許諾書にて遵守すべき事項を当該外注先にも遵守させることを条件として当該外注先にプログラムプロダクトを貴社の責任負担において使用させることができるものとします。
2. 貴社が、本許諾書に記載された情報を使用したことにより第三者の知的財産等の権利に関わる問題が生じた場合、弊社はその責を負いませんので予めご了承ください。

## 第4条（保証）

1. 貴社は、プログラムプロダクトの引き渡しを受けた後、直ちに検査し、瑕疵を発見したときはプログラムの引き渡し後30日以内に弊社に通知するものとします。
2. 弊社は、前項の通知を受けたとき、プログラムプロダクトの瑕疵を検査し、弊社の責に帰すべきものであると判断した場合には修補または代替品の提供を行うものとします。
3. 本条第1項の期間後に貴社の通常の検査方法では発見できない瑕疵が発見された場合、プログラムプロダクトの引き渡し後1年間に限り貴社からの通知に基づき、弊社は前項の処置をとるものとします。
4. 弊社は、貴社による本ソフトウェアの使用に起因して生じ得る一切の損害について、賠償責任を負いません。

## 第5条（使用許諾料）

1. 貴社は、プログラムプロダクトの使用許諾料として、別途定める金額を、弊社または弊社の販売会社または特約店等に支払うものとします。
2. 支払時期、支払方法等の詳細は、別途定めるものとします。

## 第6条（技術サポート）

1. 貴社は、プログラムプロダクトの使用方法に関し、電子メールの応答により弊社から

技術サポートを受けることができます。

2. サポートの時間帯は、弊社の休日を除き、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとします。
3. サポート期間は、本許諾書の締結日より1年間とします。
4. サポート期間において本ソフトウェアがバージョンアップした場合、ご要求があれば無償で提供致します。
5. 前項の規定以外の内容や出張を伴うサポート内容の場合、実施時期、料金等につき別途協議の上決定するものとします。

## 第7条（特記事項）

1. プログラムプロダクトに係る著作権、産業財産権、その他全ての知的財産権は弊社が所有し、弊社は本許諾書に明記されている以外のいかなる権利をも貴社に許諾するものではありません。
2. プログラムプロダクトの改変部分に係わる著作権、産業財産権、その他の知的財産権は、貴社および弊社の共有とします。但し、貴社独自の技術で機能追加した場合、プログラムプロダクトに依存せずに追加部分のみで一つの独立した機能を有する場合には当該追加部分は貴社に帰属するものとします。
3. 貴社は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく、本許諾書に従って貴社に与えられた権利を、第三者に譲渡もしくは担保に供することはできません。

## 第8条（財産権表示の同一性保持）

貴社は、プログラムプロダクト及びその複製物に対し、弊社がプログラムプロダクトに行っている財産権表示を、消去し、書き換え、追記、または改ざんしてはなりません。

## 第9条（輸出管理）

1. 貴社は、本許諾書に基づき弊社から開示・提供された情報・製品・ソフトウェア・関連技術その他一切の情報及びその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸又は使用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととします。
2. 貴社は、本許諾書に基づき弊社から開示・提供された情報・製品・ソフトウェア・関連技術その他一切の情報及びその複製物を輸出、販売、使用許諾する際は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規ならびに輸出先の輸出管理に関する法令及び規則に定められた必要な手続きをとるものとします。

## 第10条（本許諾書の解除）

1. 貴社が次の各号のいずれかに該当した場合、弊社はいつでも本許諾書を解除することができるものとします。
  - (1) 本許諾書の規定に違反した場合
  - (2) 差押、競売、破産手続開始、若しくは会社更生法の手続開始などの申し立てを受けた場合
2. 本許諾書が解除または終了した場合、貴社は直ちに本ソフトウェアを破棄、破砕すると共に、破棄、破砕したことを証する書面を弊社宛に送付するものとし、かつ以降一切プログラムプロダクトを使用してはならないものとします。

## 第11条（本許諾書の有効期間）

1. 本許諾書は、プログラムプロダクトの引渡し日から効力を有し、貴社または前条に基づいて弊社が本許諾書を終了する旨の意思表示を書面で相手方に通知するまで有効とします。
2. 前項に拘らず、第3条、第4条、第7条、第8条および第9条の規定は、本許諾書終了後もなお引き続き効力を有するものとします。

本許諾書記載の条項に同意します。

平成 年 月 日

会社名/学校名： \_\_\_\_\_

所属部署名/学部名： \_\_\_\_\_

郵便番号、および住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX 番号： \_\_\_\_\_

責任者名、および役職： \_\_\_\_\_ 印

責任者 E-mail アドレス： \_\_\_\_\_